

プレスリリース

平成16年3月1日
農林水産省

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について <鳥インフルエンザウイルスの病性鑑定結果>

- 1 今般、京都府で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を引き続き行っていたところ、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。
- 2 なお、タイ、ベトナム、韓国等アジア各国、山口県及び大分県で分離されているウイルスと血清亜型が同一であるが、今回確認された結果のみでは、その関係を明らかにすることは困難であり、引き続き、感染経路の特定のための疫学調査を実施することとしている。
- 3 また、兵庫県の食鳥処理場に京都府及び岡山県から搬入されウイルスが分離された鶏について病性鑑定を行っていたところ、分離されたウイルスはH5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認された。

【報道機関へのお願い】

- 1 発生現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願ひします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、ご協力を願ひます。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

連絡先 農林水産省消費・安全局
電話：03-3502-8111（代表）
担当者：衛生管理課 小倉（内線3202）
杉崎（内線3220）
03-3502-8206（直通）